

子ども・子育て支援事業計画

さやまっ子のびのびプラン



● 計画策定の趣旨

大阪狭山市では、子ども・子育て支援法に基づき、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）の5年間を計画期間とする「第3期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（さやまっ子のびのびプラン）」を策定し、すべての子どもがのびのびと自分らしく育ち、将来への学びを充実させるとともに、地域が一丸となって子どもと子育て家庭を応援できるよう、それぞれの家庭や子どもの状況に応じたきめ細かい支援を推進します。

● 基本理念

ともに育ち ともに支え 一人ひとりが輝くまち

基本理念の考え方

未来を創っていくすべての子どもたちが、安心してのびのびと育ち、自身の希望や選択に基づき学びを深め、それぞれの特性や可能性を最大限に生かして成長できることは、保護者だけでなく市民みんなの願いでもあります。

そのためには、保護者が精神的、経済的にも不安を抱えることなく、子どもとともに成長しつつ、安心して子育てを楽しめるまちづくりが必要です。また、子どもの成長や子育てを保護者だけでなく地域全体でともに支え、子どもや子育てをする家庭にあたたく寄り添い、優しさをもって応援し、包み込むように支援をしていくことで、地域みんながともに明るく一人ひとりが輝く未来を創ることにつながります。

“おおさかさやま”のまちで、すべての子どもたちが、生涯のなかの大切な時期にのびのびと成長するとともに、地域の人々が、子どもたちとともに一緒に喜び合い、助け合い、豊かな未来を創っていくまちをめざします。

基本的な視点

子ども一人ひとりを大切に
する視点

すべての子どもが個人として尊重されるとともに、その基本的人権が保障され、差別的扱いを受けないようにすることは非常に重要です。そして、子ども一人ひとりの特性に応じた発達過程を踏まえ、能力や可能性などを最大限に伸ばしながら、子どもたちが自分らしく育っていけるように支援します。

妊娠期から
子育て期まで
切れ目なく
支援する視点

子どもが心身ともに健やかに、保護者自身も不安なく、安心して楽しく子育てができるよう、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目なく、保護者や子どもの状況に寄り添いながら支援します。

みんなで子育てを
応援する視点

子どもは家庭のみならず学校や地域などの人々との交流のなかで、様々な経験をして成長していきます。家庭はもとより、人々から愛されて育った経験は、地域や社会を愛する心を育むことにもつながります。社会を構成する主体それぞれが、子どもや子育てに対する関心や理解を深め、地域ぐるみであたたかく見守り、みんなで子育てを応援します。

● 教育・保育の利用者の推計

子ども・子育て支援法では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の状況を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を設定するとされています。本市では、市全体を1つの区域として設定し、教育・保育の利用者の推計と提供体制の確保方策を設定しました。

教育・保育施設等	対象の認定区分	利用者推計（人）					利用者推計に対する提供体制の確保
		令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）	
幼稚園・認定こども園	1号認定	591	526	478	423	396	利用者のニーズに応じて、市立幼稚園、市立こども園の再編・統合を進めていくとともに、教育・保育の質をさらに高める取組みを推進していきます。
保育所（保育園） 認定こども園 地域型保育事業	2号認定	958	928	922	891	916	新たな民間施設の整備や既存施設の定員の見直し、拡充等による定員の拡大について検討を進めます。
	3号認定	625	660	670	692	691	

■ 保育を必要とする事由

- 1号認定：満3歳以上で教育を希望する就学前の子ども。
2号認定：満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する就学前の子ども。
3号認定：満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する就学前の子ども。

● 地域子ども・子育て支援事業（第3期計画における新規事業）

本計画においては、新たに次の6事業を加えました。これらの事業に順次取り組んでいくとともに、地域子ども・子育て支援事業のさらなる充実に努めます。

新規事業名	事業の内容
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を行います。
児童育成支援拠点事業	児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や相談支援等を行います。
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対する情報提供、相談・助言等の実施により、親子間の適切な関係構築を図ります。
妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対する面談により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談などを行います。
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労の有無を問わず、時間単位で保育所等に子どもを預けることができる子育て支援制度です。
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児のサポート等の支援を行います。

● 計画の推進に向けて

庁内の福祉・保健・医療・教育・生活など関連部局間との横断的な連携・調整を図りながら、各年度における施策・事業の進捗状況の確認、改善を進めます。また、公募による市民、子どもの保護者、学識経験者、児童の健全育成を目的とする団体の代表、保育所や幼稚園、認定こども園、子育て支援事業の関係者で構成する「大阪狭山市子ども・子育て協議会」において、点検や評価を毎年実施します。その結果を踏まえて計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）というPDCAサイクルにより計画を推進します。

発行

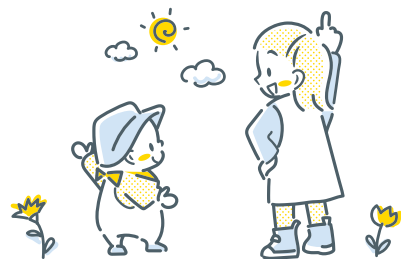
〔発行日〕 令和7年（2025年）3月
〔発行者〕 大阪狭山市 子ども政策部 子ども家庭支援グループ
〔住所〕 〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1
〔TEL〕 (072) 366-0011（代表）

第3期計画は
こちら子ども向け
概要版はこちら

● 基本目標

基本目標1 子どもが心豊かに育つように

これからの社会を担うすべての子どもたちが、個人として尊重されつつ、個性や創造性を発揮し、自分の夢や希望に向かって心豊かに育つような環境づくりが必要です。子どもの人権を尊重する環境づくりや、質の高い教育・保育の安定的な提供、教育の推進、居場所づくりなどに取り組みます。



基本目標2 楽しく安心して子育てができるように



子育てをめぐる環境は、核家族化の進行や地域における地縁的なつながりの希薄化、女性の社会進出や働き方の多様化など、様々な面で変化しています。そのなかでもすべての親が安心して子どもを産み、親になる喜びを実感し、子どもの健やかな成長を楽しめるとともに体感できることが必要です。妊娠期から子育て期にかけて、伴走型の切れ目のない支援、子どもや家族を支援する体制を強化し、多様なニーズに柔軟に対応できるように取り組みます。

基本目標3 子育てを見守り支え合えるように

“おおさかさやま”のまちで子どもを産みたいと感じ、子どもたちが“おおさかさやま”のまちで生まれ育つ喜びを感じるためには、子育てを見守り、支え合う関係性や地域の力が必要です。地域における子育て力の向上を図るとともに、保護者と子どもが安心して暮らせる環境づくりや、子どもの貧困の解消に向けた対策にも取り組みます。



子どもの声を活かしたまちづくりをめざします

本市では、「子どもの育ちと子育てに関するアンケート調査」「子どもの生活に関する実態調査」のほか、市内公立小学校に在籍する小学6年生を対象に「子どもアンケート」を実施しました。いただいた貴重なご意見は今後の施策の検討に活用させていただきます。



● 計画の体系

ともに育ち ともに支え 一人ひとりが輝くまち

基本目標	基本施策	個別施策
1 子どもが心豊かに育つように	1-1 子どもの人権を尊重する環境づくり	(1) 子どもの人権尊重の意識づくり (2) 児童虐待防止に向けた取組みの充実・強化 (3) 子どもに関する相談・支援体制の充実
	1-2 乳幼児期における質の高い教育・保育の安定的な提供	(1) 乳幼児期における教育・保育の質の向上 (2) 教育・保育を提供する事業や環境の充実
	1-3 豊かな人間性を培う教育の推進	(1) 生きる力を育む学校教育の推進 (2) 食育の推進 (3) 思春期の心とからだの健康づくりへの支援 (4) 地域教育の推進 (5) 教育DXの推進
	1-4 子どもの居場所づくり	(1) 多様な活動機会の充実 (2) 子どもの遊びや活動を支援する環境の整備 (3) 若者の健全な成育環境の整備
2 楽しく安心して子育てができるように	2-1 母と子の心とからだの健康と安心の確保	(1) 健やかな妊娠と出産のための支援 (2) 子どもの発達・発育支援と育児不安の軽減
	2-2 家庭における子育て力の向上	(1) 男女共同参画による子育ての推進 (2) 家庭教育への支援
	2-3 子育てを支援する多様なサービスの充実	(1) 多様な保育サービスの充実 (2) 放課後児童対策の充実と環境の整備 (3) 子育て・教育環境等の整備
	2-4 子育てを支援する相談体制及び情報提供体制の充実	(1) 相談体制の充実 (2) 情報提供の充実 (3) 子育て支援のネットワークづくり
	2-5 配慮が必要な子どもと家庭への支援	(1) 障がいなどへの配慮が必要な子どもに対する支援 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 多様性理解の促進
3 子育てを見守り支え合えるように	3-1 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり	(1) 多様な働き方への支援 (2) ワーク・ライフ・バランスのための職場環境づくり
	3-2 地域一体となって子育てを支援する環境づくり	(1) 地域との協働による子育て支援の推進 (2) 世代間交流の促進
	3-3 親子が安心して暮らせる環境づくり	(1) 子どもにやさしい安全・安心な環境づくり (2) 小児医療の充実 (3) 子育てに関する経済的支援の充実
	3-4 こどもの貧困の解消に向けた対策の充実	(1) 教育支援 (2) 生活支援 (3) 保護者の就労・社会的自立に向けた支援 (4) 経済的支援